

研修規程

(目的)

第1条 この規程は、合同会社天神町（以下「会社」という。）社員（以下「社員」という。）の研修に関する事項を定め、もって、職員の資質向上を図り、良好な介護の提供及び良好な労働環境の形成を目的とする。

(方法)

第2条 研修は以下の方法による。

- 一 職場内研修
- 二 社外研修
- 三 資格取得研修

(職場内研修)

第3条 職場内研修については、別表第1の区分により、社員全員が行うこととし、計画的に実施する。

2 社員は、研修受講記録を作成し、保存する。

(社外研修)

第4条 社外研修について、業務上必要な下記の研修については、受講要件を満たす者は、積極的に受講する。

- 一 認知症介護実践研修・実践者研修
- 二 認知症対応型サービス事業管理者研修
- 三 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

2 前項の研修受講経費は、会社が負担する。受講日は特別休暇とする。

3 第1項以外の社外研修についても、必要性を判断し受講する。

(資格取得研修)

第5条 次の資格については、社員の能力向上のため、会社は積極的に取得を勧める。

- 一 介護福祉士
- 二 介護支援専門員

2 前項の資格取得補助については、次の表による。

区分	会社の補助	勤務の扱い
(一)受験	受験経費全額	特別休暇
(二)受験のための講習（短期）	講習経費全額	特別休暇
(三)受験のための講習（長期・継続的なもの）	都度、判断する	

3 前項の受験補助は、受験2回目以降は次の表による。

受験回数	補助概要
(一)2回目	前項の2分の1
(二)3回目	前項の3分の1
(三)4回目以降	なし

(高年齢社員の資格取得研修)

第6条 高年齢社員（満年齢が概ね60歳以上の社員をいう）がその能力を発揮して働くことができるよう、高年齢社員が「受験のための講習（長期・継続的なもの）」を受講する場合は、前条第2項(三)の規定によらず、会社はその受講を必要なものと認め、原則として受講費用の2分の1以上を補助する。

付則 この規程は平成25年3月1日より施行する。

付則 この規程は平成26年4月1日より施行する。

付則 この規程は平成29年10月10日より施行する。

別表第1

1 緊急時マニュアル	
1-1	救急車対応マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡先 ・異変時の観察ポイント 脳梗塞 心筋梗塞 のど詰まり 異食 低血糖・高血糖症状 ・応急手当講習テキスト
1-2	火災発生時マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡先（再掲） ・119番通報メモ
1-3	感染症予防マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防・拡大防止対策 ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル
1-4	無断外出時マニュアル
1-5	不潔行為対策マニュアル
2 高齢者介護	
2-1	認知症について
2-2	アルツハイマー病ケアの要点 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症「いっしょがいいね」支えるガイドブック
2-3	高齢者の医学
2-4	介護事故予防・対応
2-5	ヘルパーの医療行為について
2-6	薬の取り扱い
3 介護業務	
3-1	介護現場のコミュニケーション
3-2	守秘義務について
3-3	苦情への対応
3-4	事故発生時の対応
3-5	身体拘束について <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束ゼロへの手引き
3-6	ケアプラン
4 介護保険制度・ホームの理念運営	
4-1	金沢市介護保険パンフレット
4-2	ホームの諸規程 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定 ・就業規則 ・給料表 ・職務規程 ・研修規程 ・利用契約書・重要事項説明書